

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		在宅寝たきり老人等介護手当の支給決定
根拠法令等及び条項		栃木市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例第3条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 支給を受けられる者</p> <p>市内に住所を有し、在宅で生活している者で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかに認定された者と同居し（同世帯）、常時介護に当たっている者。ただし、同一の寝たきり老人等に2人以上の者が介護に当たっている場合は、主として介護に当たっている者とする。</p>	